

**避難所管理運営マニュアルモデル
～新型コロナウイルス感染症対策指針～
【第3版】**



令和2年6月
(令和3年8月改定)
鹿児島県

目次

はじめに	- 1 -
1 事前準備	- 2 -
(1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設	- 2 -
(2) 避難所の定員（収容可能人数）の把握	- 3 -
(3) 感染防止にかかわる避難所共同生活ルールについて	- 4 -
(4) 物資等の準備，必要数の把握	- 5 -
(5) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者，発熱等者への対応	- 6 -
(6) 避難所混雑時の対応の事前検討	- 8 -
(7) 住民への周知	- 9 -
(8) その他	- 10 -
2 災害時の対応	- 11 -
(1) 受付時の対応	- 11 -
(2) 避難所の運営	- 13 -
(3) 発熱者等が発生した場合の対応	- 14 -
3 やむを得ない場合の車中避難について	- 16 -
(1) 事前準備	- 16 -
(2) 車中避難者が発生した場合の対応	- 17 -
参考	- 18 -



はじめに

新型コロナウイルス感染症の発生・蔓延が確認されている現在のわが国において、災害時に多くの住民が避難して3密（密閉・密集・密接）状態となる避難所ではクラスター（感染者集団）発生の恐れがあることから、本県においても、避難所における感染症対策を適切に行う必要があります。

本県では、避難所における運営上の基本的な対応等については、「避難所管理運営マニュアルモデル」で示しているところであり、本指針は、この内容を踏まえつつ、避難所での新型コロナウイルスの感染リスクを下げるために必要な対応策等について参考にしていただくため、昨年6月に策定し、同月に改定版をお示したところですが、昨年度の災害での課題等を踏まえ、今般、更に改定を行うものです。

避難所では、新型コロナウイルス感染症だけではなく、インフルエンザやノロウイルス等も発生する可能性があり、本指針では、これらの感染症についても、対応できる内容を含んでいます。

また、本指針においては、市町村が開設する避難所での新型コロナウイルス感染症対策を「事前準備」と「災害時の対応」に分け、必要事項を整理し、避難所の駐車場等での車中避難への対策を「やむを得ない場合の車中避難について」としてまとめられています。

各市町村におかれましては、災害の状況、感染症流行の状況、地域の実情等を踏まえ、避難所での新型コロナウイルス感染症対策等に御活用ください。

なお、本指針は、現時点の知見を反映したものであり、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

最後に、今回の改定にあたり、多大な御協力をいただきました県地域防災計画検討有識者会議委員の皆様に厚く感謝申し上げます。

令和3年8月

鹿児島県危機管理防災局危機管理課

1 事前準備

(1) 十分なスペースを提供するための避難所の確保・開設

◆避難者の3密を防ぐため、避難所として利用できる施設をできるだけ多く確保する。

① 指定避難所以外での別施設の選定・確保

- ・ホテルや旅館などの宿泊施設、研修施設等の活用
→県は、活用可能な県有施設等に関する情報提供
→活用にあたっては、事前の協定締結等について努める。
- ・指定避難所が学校の体育館等である場合には、校舎の空き教室の活用も検討
- ・「届出避難所」の運用

② 分散避難の推奨の周知

- ・自宅で安全が確保できる場合は、在宅避難を検討
- ・可能な場合は、親戚宅や友人宅等への避難を検討

③ 近隣市町村との協力・連携

- ・避難所不足が想定される場合、近隣市町村の指定避難所の利用について、事前に近隣市町村と協議

ここに注意！

- ・避難所では、避難者が運営の主体となることが基本であり、自主防災組織や自治会等の協力が必要になることから、避難所開設から運営にあたっての手順や役割分担等も事前にできる限り取り決めておく。特に感染症対策については、注意を要する。

※県「避難所運営管理マニュアルモデル」等を参照

「届出避難所」とは

- ・身近にある公民館や集会所等を自主防災組織や自治会等が主体的に避難所として開設・運営できるように市町村に登録する制度。
- ・運用を開始している鹿屋市や日置市では、登録する際に、立地の安全性（災害危険区域に立地していないこと）、建物の耐震性（新耐震基準を満たしていること）、避難経路の安全性等を審査している。
- ・鹿屋市のHPでは、以下のメリットが挙げられている。
 - ①届出避難所の登録により、地域住民の判断で迅速かつ柔軟に避難所を開設できる。
 - ②普段から利用している公民館等を登録することにより、気軽に安心して避難できる。
 - ③長期化した場合、国・県・市町村から物資等の支援も受けることができる。

(2) 避難所の定員（収容可能人数）の把握

◆新型コロナウイルス感染症対策上、避難所の望ましい定員を把握する。

① 個人占有区画の確保 –レイアウト等に係る参考編 参照–

- ・各施設で「個人占有区画を設けられる空間」を確認し、新型コロナウイルス感染症対策上、望ましい定員を把握
- ・総床面積からトイレや更衣室等の共用空間、機材室やポンプ室等の使用不可空間等を除いて算出

② 定員数の把握

- ・避難者一人一人に十分な個人占有区画を確保するため、避難所での空間利用に応じたレイアウト等を検討
- ・身体的距離やパーティションの有無等を考慮の上で算出

〈簡易的な定員の算出例〉-鹿児島大学岩船教授による算出法-（レイアウト等に係る参考編P1）

※1人当たりの個人占有区画：4㎡，通路幅：1m

ア. 施設内での個人占有区画の設定場所を定め，その面積を計測

イ. アで計測した面積に0.1を乗じる

ウ. イの数値が定員（感染症対策を実行できるもの）

エ. ただし，トイレ数（大1器当たり10～15人）や家族構成等に応じて，定員の増減。

※ 必要に応じて，別棟の活用等も検討

(3) 感染防止にかかわる避難所共同生活ルールについて

◆感染防止にかかわる避難所での共同生活ルールを作成の上、避難者へ周知を図る。

① 避難所共同生活ルール【資料編P 1, 2】

- ・「感染を広げないための注意事項」として、以下を周知

- ・体調不良が見られた場合の受付への連絡
- ・避難所内でのマスクの着用
- ・手指消毒，手洗いの徹底
- ・近距離や大声での会話
- ・避難所内での室内履きへの履き替え
- ・食事中の会話の回避
- ・家族単位での食事
- ・各自でのゴミの持ち帰り

② 特に注意を要する場面のルール【資料編P 3】

- ・マスクを外す場面（食事，歯磨き，喫煙等）やその状況下での危険性の例示

③ 避難者へのルールの周知

- ・ホームページ等に周知すべき情報を整理して掲載
- ・避難所では，チラシの配布，ポスターの掲示等により周知

④ ルール違反者への対応

- ・共同生活ルールを守らない避難者がいる場合の対応マニュアルの作成

(4) 物資等の準備，必要数の把握

◆物資等について，事前にリスト化するとともに必要数を把握する。

【例】事前に準備しておくことが望ましい物資等

感染症対策	
・ 不織布マスク	・ 手指消毒液
・ 非接触型体温計	・ 液体せっけん
・ 使い捨てガウン	・ 使い捨て手袋
・ フェイスシールド	・ タオル
・ ゴーグル	・ 家庭用洗剤
・ ゴミ袋	・ ウエットティッシュ
・ ティッシュ	・ 使い捨てエプロン
・ パーティション	

感染対策上，より望ましいもの（可能な範囲で）	
・ 扇風機	・ ペーパータオル
・ CO2 モニター	・ ビニールシート
・ 簡易トイレ	・ 段ボールベッド
・ 次亜塩素酸ナトリウム （0.05%以上）	・ 除菌シート
・ 簡易テント	

※避難所の状況（狭くて換気が困難な場合等）に応じて，導入を検討

- ・ 雨天時の避難所生活で，窓や戸を開けた際に雨が入り込まないための工夫
「雨受け」，「雨除け」等を事前に準備・製作
※室内側では，板，ゴミ袋，ビニールテープ等を活用
※室外側では，サンシェード，ビニールシート等を活用

(5) 濃厚接触者¹，発熱者等²への対応

◆濃厚接触者の避難や避難所生活での対応，また，避難所において発熱者等が発生した場合の対応等について事前に検討する。

① 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者への対応

- ・保健所と連携し，下記対応を実施【資料編 P 4】

ア 事前の対応（市町村と保健所が協議）

- ・濃厚接触者の「災害発生時の避難」に関する手順
- ・濃厚接触者の避難場所
- ・移動手段がない濃厚接触者の避難方法

イ 疫学調査時の確認事項（保健所）

- ・ハザードマップによる住居の災害リスク，避難手段の有無
- ・災害時に限定した市町村との個人情報の共有

ウ 災害時の対応（保健所）

- ・自宅避難か避難所等に避難するか確認
- ・避難所に避難する方については，他の避難者と隔離・分離できる個人占有区画等の確保を市町村に要請

② 濃厚接触者専用避難所の設置

- ・濃厚接触者については，感染対策上，また，プライバシーの保護の観点からも，可能な限り専用避難所を用意し，専用避難所内では，個室またはパーティション等による専用区画等を設置

※県においても，県有施設の管理者に対し，濃厚接触者の受け入れに係る可能な限りの対応を依頼

1 濃厚接触者：保健所から濃厚接触者として指定を受けた者

2 発熱者等：発熱など体調の悪い者に加え，直近2週間以内に新型コロナウイルス感染者と接触した者（濃厚接触者は含めない）や直近2週間以内に緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置の適用地域等の他地域や海外に移動した者

③ 発熱者等の専用区画の設置

- ・問診チェックリストにより、発熱等の体調不良が判明した場合に備え、濃厚接触者とは別に発熱者等の専用区画を設置
- ・可能な限り、個室や専用トイレを準備する。専用トイレの確保が困難な場合は、仮設トイレ等の確保を検討し、各避難所で最低2基（男女1基ずつ）の設置に努める。

④ 注意喚起【資料編P1, 2】

- ・発熱・咳・咽頭痛などの呼吸器症状、嘔吐・下痢などの消化器症状が見られた場合は、早急に避難所担当職員に連絡する旨の注意喚起を実施

⑤ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が確認された場合

- ・搬送する医療機関等、そこでの受診・検査・治療体制、管轄の保健所との連絡体制、対応する職員等の防護体制、搬送方法・手順等について事前に協議

ここに注意！

◆一般避難所に濃厚接触者や発熱者等が避難してきた際には、人権に配慮した対応を！

- ・一般の避難者の目につきにくい専用区画等を用意
- ・一般の避難者の動線を可能な限り通らずに専用区画に案内
- ・濃厚接触者や発熱者等に対する差別や偏見を阻止するため、個人情報の管理を徹底し、倫理的・人道的観点からの配慮や対応を
- ・受付スタッフをはじめとする避難所運営スタッフ全員が避難者それぞれの人権に配慮し、濃厚接触者や発熱者等を排除するのではなく、感染対策上の必要な対応であることを十分に説明
- ・避難者それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解するよう、特に避難所の運営責任者は、他の運営スタッフに対し、人権配慮・プライバシー意識を徹底

(6) 避難所混雑時の対応の事前検討

◆定員数に達しそうな場合及び超過した場合における対応を事前に検討する。

① 移動が可能な場合

- ・災害の状況により移動が可能な場合、自家用車で来た避難者に対し、定員超過で混雑が予想されることを伝え、近くの受け入れ可能な避難所への移動の検討を依頼

※「災害の状況により移動が可能な場合」とは、警戒レベル3「高齢者等避難」の段階等で他の避難所への移動が安全に行える場合等

② 避難所内の十分な広さの確保が困難な場合

- ・避難者の体調等を十分把握し、濃厚接触者、発熱者等に対する身体的距離を考慮した上で、個人占有区画の変更を検討
例：4 m²／1人→2 m²／1人等
- ・デッドスペースが出現しないよう、いくつかのレイアウト案を事前に検討【レイアウト等に係る参考編P8】

(7) 住民への周知

◆ホームページや広報誌等により、以下の点について、事前に住民に周知する。

① 事前準備について

- ・ 上記(1)～(6)において、住民の避難生活に直接関わる事前準備については、特に周知

② 避難所に持っていくもののリスト【資料編P 9】

- ・ マスク、手指消毒液、体温計など
※普段飲んでいる薬や眼鏡等、個人や家族の必需品も含めて検討

③ 避難所の混雑状況等

- ・ 県防災Webや市町村独自のアプリ等で、避難所の混雑状況等が確認できることを周知するとともに、その確認方法について周知

④ 混雑時の注意喚起【資料編P 8】

- ・ 混雑時には、避難者同士の身体的距離が縮まるので、避難者自身で、より一層、感染症対策を徹底するよう注意喚起

⑤ 問診チェックリストの記入【資料編P 10】

- ・ 受付時には、問診チェックリストを記入してもらうことを周知
- ・ 受付時の3密を防ぐため、問診チェックリストをHP等にも掲載し、事前に記入の上、避難所に持参してもらうよう周知

(8) その他

◆必要に応じて，実施すべき事項

① 研修会の実施

- ・避難所担当職員等を対象に感染症対策等の研修会を実施

② 避難所運営訓練の実施

- ・災害の規模ごとに想定される避難者数に応じた避難所の開設訓練
例：一次避難所，二次避難所を順次開設する訓練等
- ・避難所ごとに訓練を行い，避難所運営の手順や施設内での空間利用等を確認。図上訓練も可

2 災害時の対応

(1) 受付時の対応

◆受付において密にならないよう、受付フローとレイアウトを工夫するほか、受付時の感染予防対策を実施する。

① 受付フローとレイアウトの工夫

- ・避難者が受付に滞留し密にならないよう、受付フローとレイアウトを事前に工夫
- ・例えば、手指消毒、検温、問診チェックリストの受領場所の確認、個人占有区画等への動線を準備

② 受付時の感染予防対策・避難者の健康状態等の把握

- ・手指消毒液、パーティション（アクリル板、ビニールカーテン等）、受付担当者用のマスク、ゴーグル等を準備
- ・避難者に発熱等の体調不良が見られた場合に、迅速に対応できるよう、問診チェックリストには、避難者の健康状態や移動歴（直近2週間以内での緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置の適用地域等の他地域や国外への移動歴）等を記入
- ・受付時に濃厚接触者や発熱者等を確認するチェック項目（1～9）を優先し、個人占有区画等に入った後に他の項目について確認することも可能

③ 避難所が定員に達しそうな場合に個人占有区画の変更等を実施することを受付で説明

- ・避難所定員に達しそうな場合、より多くの避難者を受け入れるために、事前に提示された個人占有区画の面積を維持できなくなり、形状を変更して、身体的距離が短縮される可能性があることを受付で説明
- ・事前にホームページ等で周知し、受付ではチラシを渡ししながら説明を簡易的に行うことも可能

④ 個人占有区画の割り振り

- ・ 個人占有区画の割り振りの際には、性別、家族構成、居住地のコミュニティ等の状況を考慮
- ・ 特に、要配慮者については、トイレ等に移動しやすい区画に配置する等、個別に検討
- ・ メジャーと養生テープ等を用意し、通路（１ｍ以上）を確保しながら、個人占有区画の範囲をテープで明示

ここに注意！

- ・ 避難スペースに番号を振るとその後の避難所管理が容易となる。個人情報保護の観点からも望ましい。
- ・ 避難所が定員に達しそうな場合には、避難者に再度説明の上で、個人占有区画の変更等を実施するとともに、避難所の混雑状況をホームページ等で住民に周知（Ｐ８～９）

(2) 避難所の運営

◆避難所衛生管理等チェックリストを活用し、避難所の状況に応じた感染症対策を実施する。

① 避難所衛生管理等チェックリストの活用【資料編P11】

- ・避難所衛生管理等チェックリストを参考に、避難所での感染症対策の項目を3つに分類し、避難所の状況に応じて実施

- ① 常時行う対応
- ② 新型コロナウイルス感染症等対応
(ノロウイルスやインフルエンザ含む)
- ③ 感染対策上より望ましい対応 (可能な範囲で)

② 常時換気の実施

- ・少なくとも30分間に1回以上、数分間程度、窓を全開し、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・台風の暴風等で自然換気が難しい時間帯には、マスク着用の徹底と会話をより控える等で、飛沫の発生防止に努めてもらう。

(3) 発熱者等が発生した場合の対応

◆避難所で発熱者等が発生した場合は、共用空間等の消毒を行うとともに、対策本部や保健所に連絡した上で、専用区画を設けて、発熱者等を一般避難者と分離等する。

① 専用区画での分離

- ・感染リスクを考慮し、医療機関への入院等も検討

○専用区画

- ・可能な限り、個室を確保することが望ましい。
- ・やむを得ず、個室を確保できない場合は、室内気流での風下で、区画をパーティションで区切るなど工夫を行う。

※その際には、感染リスクを考慮し、一般避難者との身体的距離を十分に確保する。

○トイレ

- ・可能な限り、専用トイレを設置することが望ましい。
- ・やむを得ず、共用となる場合は、清掃の頻度を増やすよう努める。

② 行動空間及び動線の分離

- ・発熱者等とその他の一般避難者との行動空間及び動線を可能な限り分離

③ 問診チェックリストの記載内容等の確認・保健所との協議

- ・問診チェックリストの記入内容の確認（症状の有無や直近2週間以内に新型コロナウイルス感染者に接触したか、移動歴などの接触リスク、ワクチン接種の有無等）と保健所や医療機関等への情報提供
- ・発熱者等の症状、連絡先、個人占有区画の配置、マスク着用の有無の確認、接触リスクがある避難者の把握
- ・発熱者等を搬送する医療機関での受診・検査・治療の対応について、管轄の保健所等と協議

④ 共用空間等の消毒

- ・ 共用空間で、複数の人の手が触れる箇所を中心に、避難所での消毒を実施
- ・ トイレ等の共用空間を使用した際は、使用後に消毒を実施

3 やむを得ない場合の車中避難について

(1) 事前準備

◆災害時の車中避難はエコノミークラス症候群等の危険性があるため、その周知を図る。また、車中避難者を減らすため、避難所の環境整備を図る。

① 車中避難の危険性の周知【資料編P12】

- ・安全な駐車場等で車中避難できたとしても、エコノミークラス症候群や熱中症の危険性もあることから、ホームページ等にチラシを掲載し、車中避難の危険性を周知

② 車中避難可能な場所の確保

- ・「プライバシーの確保」や「子どもやペット同伴」などを優先して、車中避難を選択する避難者もいることから、指定避難所敷地内で安全に車中避難可能なスペースを確保

③ 車中避難を減らすための避難所の環境整備

- ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用した物品の購入、施設整備（パーティション、段ボールベッドの購入、空調設備や換気設備の設置工事等）
- ・「緊急防災・減災事業債」を活用した施設整備（トイレ、更衣室、シャワー、空調等）
- ・子どもやペット連れ避難者用のスペースの確保

ここに注意！

- ・避難が長期間にわたる場合に備え、物資や食料の備蓄・受入・配布等をどのように行うかあらかじめ検討しておく。
- ・車中避難可能なスペースの確保にあたっては、感染症対策として、車と車の間のスペースを十分確保する。また、夜間の安全のため、照明のある場所が望ましい。

(2) 車中避難者が発生した場合の対応

◆やむを得ず車中避難する避難者に対しては、エコノミークラス症候群や熱中症発症の防止、また、防犯に関わる注意喚起等を行う。

① 短期間の避難（2日以内）の場合【資料編P13～P15】

- ・ 車中避難を希望する避難者に対し、車中避難の危険性を説明し、屋内での避難を勧奨
- ・ やむを得ず車中避難する避難者に対しては、車中避難の注意事項等が記載されたチラシを配布し、トイレの場所を周知する。
- ・ 避難所スタッフは、車中避難者に「車中避難チェックリスト」を記入し、提出してもらう。
- ・ 車中避難者の体調が悪化した場合は、「体調不良者への対応フロー」により対応

② 長期間の避難（3日以上）の場合【資料編P16】

- ・ 長期間の車中避難は、エコノミークラス症候群の発症リスクが特に高くなるため、定期的な運動（数時間おきの散歩やラジオ体操）、下肢のマッサージ（資料編P16）、水分補給、トイレの回数を増やすことなどの周知を徹底
- ・ 仮設トイレの設置、トイレのこまめな消毒・清掃の実施、定期的な健康状態の確認、物資・食料の配布を実施

③ 防犯に関わる啓発

- ・ 車中避難では、盗難や性的犯罪等が発生する恐れがあることから、車中避難を希望する避難者に対し、その危険性を説明し、注意喚起を行う。

ここに注意！

- ・ 2日以内の車中避難であっても、エコノミークラス症候群発症による死亡例がある。
- ・ 車中避難者が困っていることとして、健康・医療（42.9%）、トイレ（40.7%）、お風呂（34.6%）、など衛生・保健関係の悩みが最も多く挙げられ、特にトイレについては女性の方が男性よりも「困っている」という回答が多くある。

足を伸ばして寝られないことによるエコノミー症候群、夜に車外に出てトイレに行く際の不安などの悩みもある。家族や子どもに要配慮者がいることを理由に車中避難をする人々に対しては、適切な支援につなげることが重要

（「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」内閣府男女共同参画局）

参考

令和3年度鹿児島県地域防災計画検討有識者会議 委員名簿

1 有識者委員（五十音順）

氏 名	所 属
岩船 昌起（座長）	鹿児島大学総合教育機構共通教育センター 教授
川村 英樹	鹿児島大学病院感染制御部副部長 特例准教授
中島 均	（独行）国立病院機構鹿児島医療センター 副院長
吉森 みゆき	（公財）慈愛会今村総合病院 看護師長（感染管理認定看護師）

2 市町村委員

氏 名	所 属
岩坪 秀樹	鹿児島市健康福祉局福祉部地域福祉課長
温水 智洋	鹿屋市市民生活部安心安全課 防災専門官
井上 賢一	南さつま市市民福祉部福祉課 社会係長
竹本 友樹	与論町総務企画課 主事